

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、公表します。

奈良市長

市町村名 (市町村コード)	奈良市 (292010)
地域名 (地域内農業集落名)	北村地区 (北村町、南庄町)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年12月19日 (第 2 回)

注 1 : 「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

本地区は、第二種兼業農家が大半で、生産者の高齢化、担い手不足のため労働効率が不足しており、一部の農地が遊休化し今後も拡大する恐れがある。また、水稻を中心とした自己完結型の営農を営んでおり、肥料の高騰による経費増や農業機械等への過剰投資が顕著である。イノシシ、鹿、猿等による鳥獣被害も増加しており、農作物の生産に影響している。

(2) 地域における農業の将来の在り方

農地の集団化、機械化農業の導入による省力化と生産性の高い農業の促進を図る。また、集落営農組織を立ち上げ、将来的に農事組合法人に移行し、地域の担い手と連携しながら地域特産品のブランド化を通じ地域の活性化を目指す。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	21.6 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	21.6 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方 (範囲は、別添地図のとおり)

主に圃場整備が実施される農地を農業上の利用が行われる農用地とする。

- ・以下の農地を農業用施設用地として位置付けることを確認した。(令和7年12月18日開催協議の場)

北村町 0.1ha

注 : 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
地域計画に位置付けられる担い手を中心に集積・集約化を進める。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構を積極的に活用する。
(3) 基盤整備事業への取組方針
区画規模が小さい、ほ場の侵入路が細い、用水路の未整備などにより維持管理や農業経営の規模拡大に支障をきたしている状態にある。このため、農業の生産基盤である耕地の基盤整備と集団化を総合的に実施する。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域の農業法人を中心として、多様な経営体を育成・確保をし、継続できる農業を図っていく。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
営農組合が中心となり農作業を行う予定であり、地域内の農業法人とも協力し合いながら行うので、当面委託予定はない。ただし、そばや麦を栽培した場合は委託する予定。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

ほ場整備工事が完了した区域から順次防止柵を設置する。（資材は県より支給、施工は地元）

・以下の取組内容を追記することを確認した。（令和7年12月18日開催協議の場合）

北村町・南庄町の高齢化により離農が進み、担い手が受託する面積が拡大するので、ライスセンター等の農業用施設を設置し、地域で利用する。